

鹿児島工業高等専門学校STEAM教育支援室規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則第7条第2項の規定に基づき、STEAM教育支援室に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 STEAM教育支援室は、地域の教育委員会等と連携し、小中学校及び高等学校におけるSTEAM教育を支援することで、社会における人材育成に寄与するとともに、本校の魅力を地域へ発信することを目的とする。

(業務)

第3条 STEAM教育支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) STEAM教育の支援に係る教育委員会等との連携に関すること。
- (2) 小中学校及び高等学校でのSTEAM教育の支援計画の策定に関すること。
- (3) 小中学生及び高校生を対象とした特別講座、出前授業等に関すること。
- (4) STEAM教育支援に携わる学生の学習支援能力の向上に関すること。
- (5) その他STEAM教育の支援に関すること。

(組織)

第4条 STEAM教育支援室に、室長を置く。

- 2 STEAM教育支援室に、副室長を置くことができる。
- 3 前2項のほか、STEAM教育支援室に、校長が必要と認める職員を置くことができる。
- 4 前3項の職員に関し必要な事項は、鹿児島工業高等専門学校教員内部組織規程に定めるところによる。

(事務)

第5条 STEAM教育支援室の事務は、総務課企画係及び学生課教務係が協力して処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、STEAM教育支援室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。